

改正容器包装リサイクル法(平成 20 年 4 月施行分)の 施行準備等について

平成 18 年 6 月に成立した改正容器包装リサイクル法について、容器包装廃棄物の排出抑制等に関する規定は平成 19 年 4 月に既に施行されたところであるが、「事業者が市町村に資金を拠出する仕組み」等に関する規定の平成 20 年 4 月の施行に向けて、中央環境審議会等での御議論を踏まえ、必要な省令等の整備を行っている。

1. 事業者が市町村に資金を拠出する仕組み

改正容器包装リサイクル法において、より効率的な容器包装廃棄物の 3 R の推進や容器包装廃棄物のリサイクルシステム全体の効率化を図るため、再商品化の合理化の程度等を勘案して「事業者が市町村に資金を拠出する仕組み」(資金拠出制度)を創設した。

平成 20 年 4 月に資金拠出制度が施行されると、市町村から特定分別基準適合物の引渡しを受けた指定法人等は、その再商品化に要すると見込まれた費用の総額と再商品化に現に要した費用の総額の差額に相当する額から、各市町村の再商品化の合理化に寄与する程度を勘案して算定される額の金銭を市町村に支払うこととなる。

その具体的な内容については、主務省令の改正により、毎年度、再商品化に要すると見込まれた費用の総額を「市町村から引渡しの申込みを受けた特定分別基準適合物の量と主務大臣が定める単価を乗じて算定した額」、再商品化に現に要した費用の総額を「実際に市町村から引渡しを受けた特定分別基準適合物の再商品化に必要な行為に現に要した費用」とし、その差額の 2 分の 1 の金銭(拠出金)を「分別基準適合物の質的向上」と「再商品化費用の低減」の 2 つの評価項目における寄与度に応じて各市町村に按分して支払うこととした。

なお、平成 20 年度分の拠出金は、平成 21 年 9 月末日までに、対象となる各市町村に支払われる。

2. 第 5 期市町村分別収集計画(平成 20~24 年)の策定

資金拠出制度において、拠出金の算定の基礎となる申込量は、市町村分別収集計画に定める特定分別基準適合物の量とすることとしており、同計画を実態に即した内容とすることにより、適切な制度運営を図ることが可能となることから、資金拠出制度が施行される平成 20 年を始期とした第 5 期市町村分別収集計画を策定、公表した。

なお、本計画の集計結果によれば、近年有償で国内取引・輸出されているペットボトルについて、指定法人への引渡見込量が増加に転じる見込みとなっている。

3. ペットボトル区分の変更

飲料及びしょうゆが充てんされたペットボトル以外のペットボトルについては、現行制度上プラスチック製容器包装に区分されているが、消費者のわかりやすさ等の観点から、主務省令の改正により、主務大臣が定める物品が充てんされたペットボトルについて、平成20年4月から新たにペットボトルとして分別収集することとした。

その主務大臣が定める物品については、具体的には、しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料（食用油脂を含むもの、簡易な洗浄で内容物や臭いを除去できないものが充てんされたものを除く）を定め、告示した。

なお、識別表示については、資源有効利用促進法上の指定表示製品の区分の変更が必要であり、現在必要な政省令の改正等が経済産業省を中心に行われているところ。